

愛媛県商工会連合会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の就業継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2024年3月31日までの2年間
2. 目標と取組内容・実施時期

目標

有給休暇取得率を60%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2022年4月～ 有給休暇の取得状況を取りまとめ、各種会議等で共有する。
- 2022年9月～ 電子掲示板等を通じて全職員に有給休暇取得を推奨する。
- 2023年1月～ 有給休暇の取得率が低い事業所に個別に取得率向上を呼びかける。